

建設業法等の改正について（令和2年10月1日施行分）

山口県土木建築部監理課

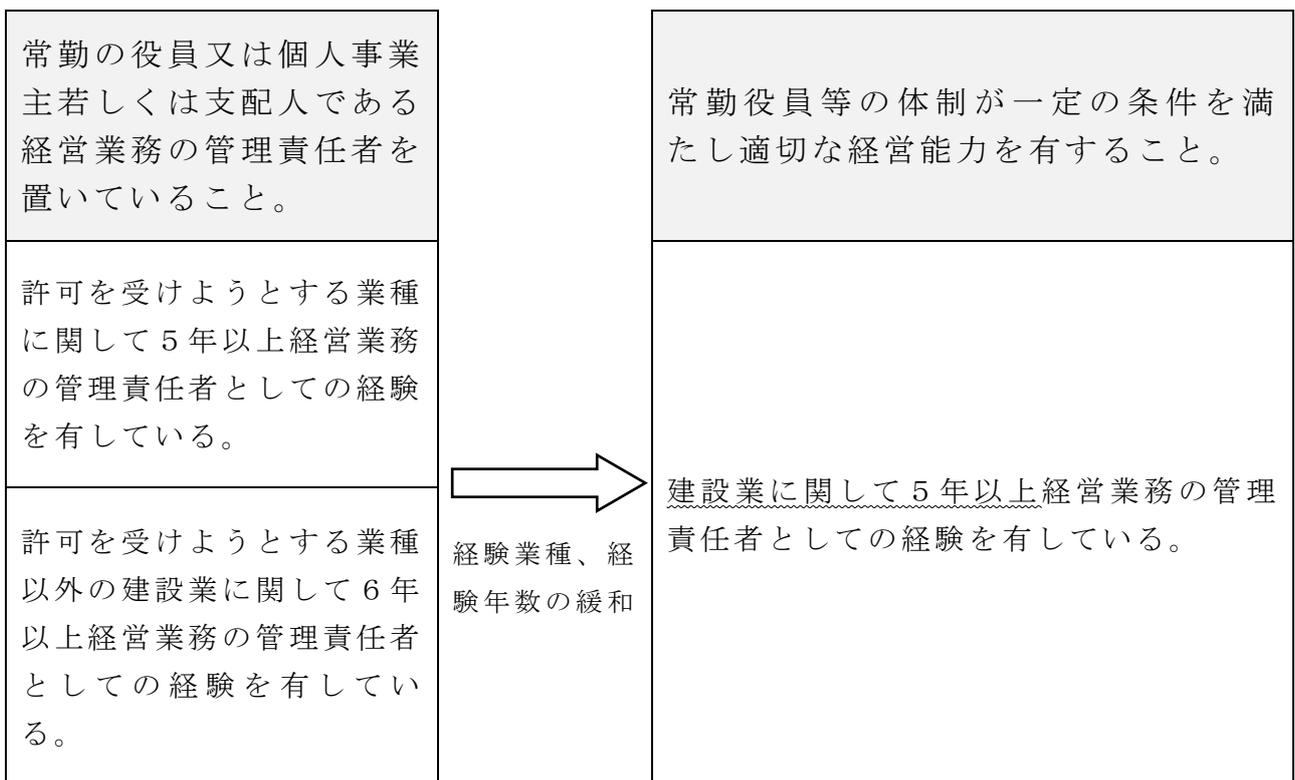
建設業法等の一部が改正され、建設業許可に関する部分が令和2年10月1日から施行されます。主な改正の内容は以下のとおりです。

1 建設業許可の要件変更

建設業許可の要件の一つに、「常勤の役員又は個人事業主若しくは支配人である経営業務の管理責任者を置いていること。」がありましたが、その要件が「建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するとする国土交通省令の基準に適合すること。」に改められました。

現行	改正後
常勤の役員又は個人事業主若しくは支配人である経営業務の管理責任者を置いていること。	建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するとする国土交通省令の基準に適合すること。 ①常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること。 ②適切な社会保険に加入していること。

（注）申請者において、加入義務がある場合に適切な社会保険に加入していることが許可の要件に加えられました。



<p>許可を受けようとする業種に関して5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、執行役員等として経營業務を総合的に管理した経験を有している。</p>		
<p>許可を受けようとする業種以外の建設業に関して6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、執行役員等として経營業務を総合的に管理した経験を有している。</p>	<p>経験業種、経験年数の緩和</p>	<p>建設業に関して5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として、経營業務を管理した経験を有している。</p>
<p>許可を受けようとする業種に関して6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有している。</p>	<p>経験業種の緩和</p>	<p>建設業に関して6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として、経營業務を補助した経験を有している。</p>
<p>【新設】</p>		
<p>建設業に関して5年以上役員等としての経験を有しており、常勤役員等を直接補佐する者として、申請者において5年以上の建設業に関する財務管理、労務管理及び業務運営の経験を有する者をそれぞれ置くこと。</p>		
<p>建設業に関して5年以上役員等及び役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験等を有しており、常勤役員等を直接補佐する者として、申請者において5年以上の建設業に関する財務管理、労務管理及び業務運営の経験を有する者をそれぞれ置くこと。</p>		
<p>建設業及び建設業以外の事業に関して5年以上役員等としての経験等を有しており、常勤役員等を直接補佐する者として、申請者において5年以上の建設業に関する財務管理、労務管理及び業務運営の経験を有する者をそれぞれ置くこと。</p>		

提出書類や確認資料等の詳細につきましては、監理課ホームページに掲載している「建設業許可申請の手引き」をご覧ください。

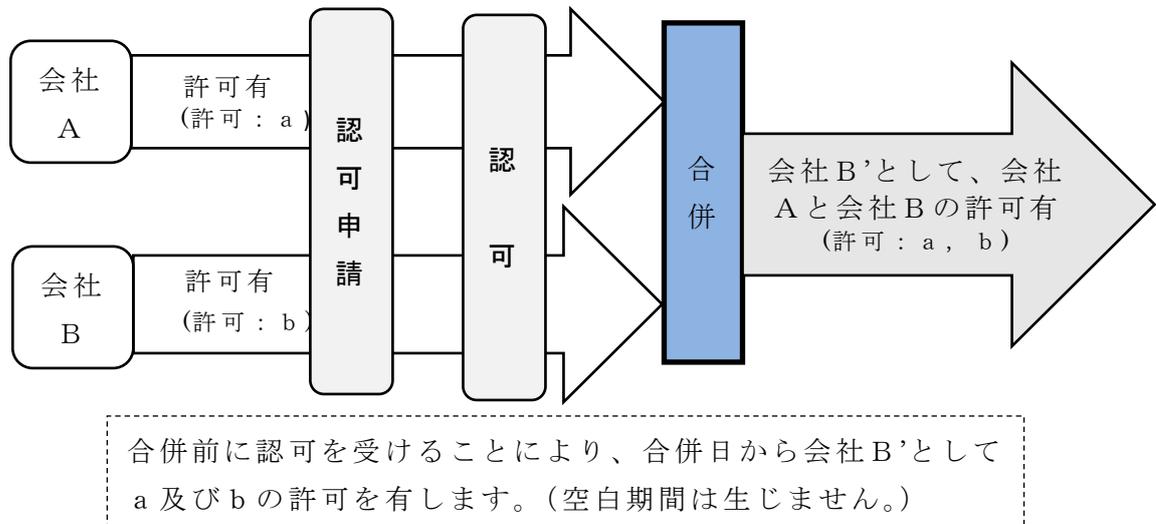
2 事業承継及び相続に係る認可申請制度の新設

今回改正された建設業法により、事業承継及び相続に係る認可申請の制度が新たに設けられました。

(1) 事業承継

譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割により、被承継人が有する許可に係る建設業の全部を承継する場合、事前に認可を受けることにより、事業を承継した日から被承継人が有していた許可を、承継人の許可とすることができます。

(例) 会社A (消滅会社) と会社B (存続会社) が合併する場合



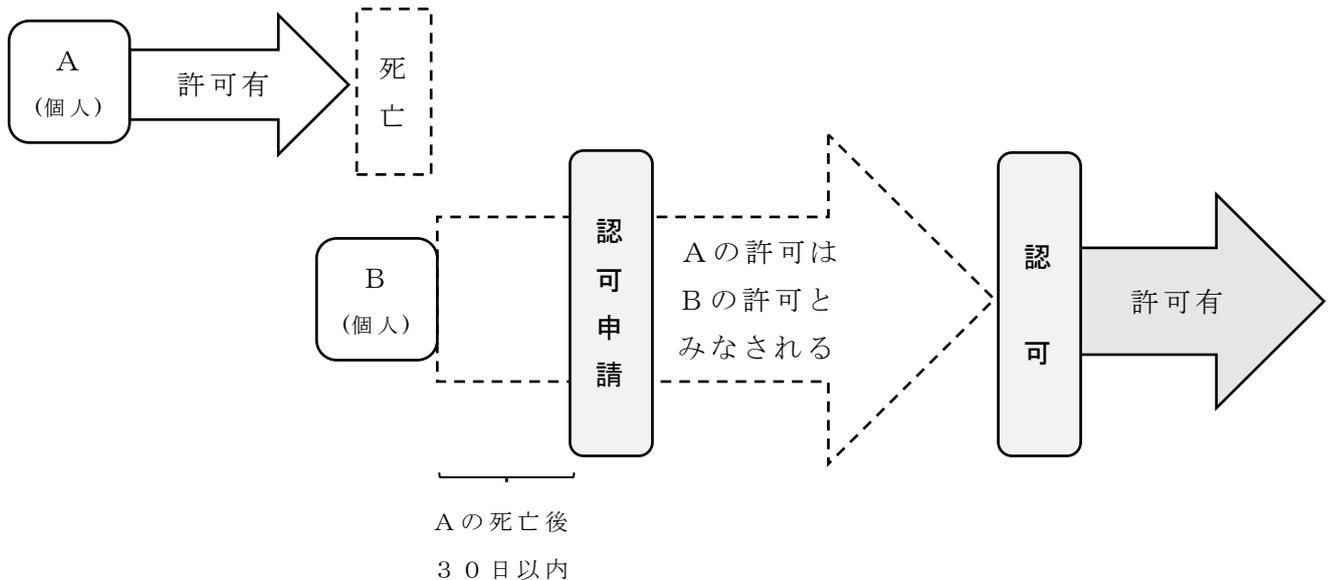
事業承継の認可を受けるためには、被承継人が有する許可に係る建設業の全部を承継することが必要です。

また、認可を受けるためには、承継人が許可要件を満たすこと及び欠格要件に該当しないことが必要です。

提出書類や確認資料等の詳細につきましては、監理課ホームページに掲載している「建設業許可申請の手引き」をご覧ください。

(2) 相続

相続人が、被相続人 (建設業者) の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとする場合、被相続人の死亡後30日以内に認可の申請を行い、認可を受けることにより、被相続人が有していた許可を相続人の許可とすることができます。



Aの死亡後30日以内に認可申請を行うことにより、Bが認可（不認可）を受けるまでは、Aにされた許可はBにされた許可とみなされます。

相続の認可を受けるためには、被相続人が有する許可に係る建設業の全部を相続することが必要です。

また、認可を受けるためには、相続人が許可要件を満たすこと及び欠格要件に該当しないことが必要です。

提出書類や確認資料等の詳細につきましては、監理課ホームページに掲載している「建設業許可申請の手引き」をご覧ください。

3 申請書類等の変更及び追加

(1) 変更

以下の書類について変更されましたので、今後は新しい様式で申請していただくようお願いします。

- ・様式第1号 建設業許可申請書
- ・様式第2号 工事経歴書
- ・様式第3号 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- ・様式第4号 使用人数
- ・様式第6号 誓約書
- ・様式第7号 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
- ・様式第7号別紙 常勤役員等の略歴書
- ・様式第7号の3 健康保険等の加入状況

※「保険等の加入状況」欄の記載方法も以下のとおり変更されています。

「1」…届出を行っている場合

「2」…適用除外の場合

「3」…一括適用の承認に係る営業所又は継続事業の一括の認可に係る営業所の場合

- ・様式第12号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
- ・様式第20号の3 主要取引金融機関名
- ・様式第22号の2 変更届出書 ※記載要領のみ変更
- ・様式第22号の3 届出書

(2) 追加

以下の書類が追加されました。

- ・様式第7号の2 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
- ・様式第7号の2別紙 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
- ・様式第22号の5 譲渡及び譲受け認可申請書
- ・様式第22号の5別紙1 役員等の一覧表
- ・様式第22号の5別紙2 営業所一覧表
- ・様式第22号の5別紙3 専任技術者一覧表
- ・様式第22号の6 誓約書
- ・様式第22号の7 合併認可申請書
- ・様式第22号の7別紙1 役員等の一覧表
- ・様式第22号の7別紙2 営業所一覧表
- ・様式第22号の7別紙3 専任技術者一覧表
- ・様式第22号の8 分割認可申請書
- ・様式第22号の8別紙1 役員等の一覧表
- ・様式第22号の8別紙2 営業所一覧表
- ・様式第22号の8別紙3 専任技術者一覧表
- ・様式第22号の9 届出書（譲渡人等）
- ・様式第22号の10 相続認可申請書
- ・様式第22号の10別紙1 営業所一覧表
- ・様式第22号の10別紙2 専任技術者一覧表
- ・様式第22号の11 誓約書
- ・様式第22号の12 届出書（相続人・被相続人）